

山梨県学校体育団体等関係事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 山梨県教育委員会は、学校体育の振興を推進するため、山梨県小中学校体育連盟・山梨県高等学校体育連盟・山梨県特別支援学校体育連盟(以下「学校体育団体」という。)が実施する事業に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号、以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象は、学校体育団体が実施する次の事業とする。

- (1) 各種学校体育大会等開催に関する事業(以下「開催事業」という。)
- (2) 全国・関東ブロック学校体育大会選手派遣に関する事業(以下「派遣事業」という。)
- (3) 強化合宿、交流試合、技術講習会等に関する事業
- (4) 全国高等学校総合体育大会参加選手服装費補助事業

(補助金対象事業及び補助金額)

第3条 前条に規定する事業に係る補助対象経費並びにこれらに対する補助率又は補助額は別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第4条 この補助金の交付申請は、山梨県学校体育団体等関係事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、県教育委員会が別に定める期日までに県教育長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(第2号様式)
- (2) 事業計画書又は開催要綱等

(補助金交付の決定)

第5条 県教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ適当と認められる場合は、すみやかに交付の決定を行い通知する。

(補助金交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金は、補助対象事業以外に使用してはならない。
- (2) 学校体育団体は、補助事業に要する経費及び内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書(第3号様式)を県教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって補助金の額の増額を伴わないもの、又は、各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内の事業経費の配分の変更はこの限りでない。
- (3) 学校体育団体は、補助事業についての収入支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入支出についての証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、県教育長が必要と認める場合は、概算払請求書(第4号様式)により行うものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 学校体育団体は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度4月10日までのいずれか早い期日までに、事業実績報告書(第5号様式)を県教育長に提出しなければならない。

なお、実績報告書の添付資料は次のとおりとする。

- (1) 収支決算書(第6号様式)
- (2) 事業実施報告書及び関係資料等
- (3) その他教育長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第9条 県教育長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金交付の決定内容、及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校体育団体に通知する。

(補助金の返還)

第 10 条 教育長は、学校体育団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 11 条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については教育長が補助金交付の目的及び原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して別に定める期間を経過するまでは、教育長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(附 則)

この要綱は、平成 19 年 4 月 10 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 19 年 7 月 6 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長

団体長氏名 印

に係る補助金交付申請書

このことについて、次の金額を交付していただきたく、山梨県学校体育団体等関係
事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

(第2号様式)

事業に係る収支予算書

団 体 名

1 収入予算

科 目	金 額	説 明
計		

2 支出予算

科 目	金 額	説 明
計		

(第3号様式)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長

団体長氏名 印

に係る補助事業の計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 補助金について、
次のとおり計画を変更したいので、山梨県学校体育団体等関係事業費補助金交付要綱第
6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

3 添付書類

変更後の事業計画書、収支予算書、その他参考書類等

(第4号様式)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長

団体長氏名 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 補助金について、
次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 ¥

2 内 訳

補助金交付 決定額	既概算交付額	差 引 額 - =	今 回 概 算 請 求 額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指定金融機関名 _____

(2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別(当座・普通)

口座名 _____

(第5号様式)

番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長

団体長氏名 印

事業に係る実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 補助金について、
事業が終了したので山梨県学校体育団体等関係事業費補助金交付要綱第8条の規定によ
り、関係書類を添えて報告します。

(第6号様式)

事業に係る収支決算

団 体 名

1 収 入

科 目	予算額	決算額	説 明
計			

2 支 出

科 目	予算額	決算額	説 明
計			

別表 1

小中学校体育連盟事業

補助対象事業	補助額（率）	補助対象経費
<p>(1) 開催事業</p> <p>県中学校総合体育大会</p> <hr/> <p>県中学校新人体育大会</p> <hr/> <p>県中学校選手権大会</p> <hr/> <p>関東大会</p>	<p>定額 700 千円</p> <hr/> <p>定額 100 千円</p> <hr/> <p>定額 100 千円</p> <hr/> <p>定額 65 千円</p>	<p>報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料</p>
<p>(2) 派遣事業</p> <p>関東中学体育大会選手派遣</p> <hr/> <p>全国中学校体育大会選手派遣</p>	<p>定率 10 / 10 (全選手数 × 参加料)</p> <hr/> <p>定率 10 / 10 (全選手数 × 参加料)</p>	<p>選手の参加料</p>
<p>(3) 強化合宿事業等</p> <p>中学運動部活動推進部指定事業</p>	<p>定額 5,800 千円</p>	<p>コーチの報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

別表 2

高等学校体育連盟事業

補助対象事業	補助額(率)	補助対象経費
(1) 開催事業 県高等学校総合体育大会	定額 350千円	報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料 及び賃借料
全国高等学校総合体育大会県予選会	定額 120千円	
県高校定時制総合体育大会	定額 150千円	
関東大会	定額 90千円	
全国大会	定額 9,410千円	
(2) 派遣事業 全国高等学校総合体育大会選手 派遣費	定率10/10 (全選手数×参加料)	選手の参加料
全国高校通信制総合体育大会選 手派遣費	定率10/10 (全選手数×参加料)	
(3) 強化合宿事業等 県高等学校運動部強化指定事業	定額 17,649千円	コーチの報償費、旅費、 需用費(消耗品費、食糧 費)、役務費、使用料及 び賃借料、備品購入費
(4) 服装費補助事業 全国高等学校総合体育大会服装費	定額 500千円	全国高等学校総合体育大 会選手(マネージャーを含む) 及び引率教員(監督・コーチ、 マネージャーを含む)のうち 正規の登録メンバーの服 装費

別表 3

県特別支援学校体育連盟事業

補助対象事業	補助額（率）	補助対象経費
<p>(1) 開催事業</p> <p>山梨県特別支援学校スポーツ大会</p>	<p>定額 100千円</p>	<p>報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料 及び賃借料</p>
<p>関東大会</p>	<p>定額 100千円</p>	
<p>全国大会</p>	<p>定額 300千円</p>	
<p>(2) 派遣事業</p> <p>全国・関東ろう学校体育大会選手派遣</p>	<p>定率 3 / 10</p>	<p>選手（マネージャーを含む） 及び引率教員（監督・コーチ、 マネージャーを含む）のうち 正規の登録メンバーの会 場地までの交通費</p>
<p>関東盲学校体育大会選手派遣</p>	<p>定率 3 / 10</p>	
<p>身体障害者大会</p>	<p>定率 3 / 10</p>	
<p>日本ID陸上競技選手権大会</p>	<p>定率 3 / 10</p>	
<p>関東地区養護学校バドミントン大会</p>	<p>定率 3 / 10</p>	
<p>障害者陸上競技大会</p>	<p>定率 3 / 10</p>	